

半田市立花園小学校 学校いじめ防止基本方針

H 2 6 . 2 . 2 8 策定

H 3 1 . 4 . 1 改訂

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの学年・学級においても、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

そのためには、いじめへの基本的な考え方について学校で共通理解を図り、児童が自己肯定感や自己有用感をもち、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていくことが必要である。

さらには、いじめが解消している状態になった場合でも、被害者・加害者を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める必要もある。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

各学期に行う定期委員会は全職員が参加し、必要に応じてスクール・カウンセラー（以下「S C」）やスクール・ソーシャル・ワーカー（以下「S S W」）等を加える。また、緊急に必要な場合は、その都度直ちに校長が委員を招集して実施する。委員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭および当該担任で構成し、必要に応じて、S CやS S W等を加える。

「いじめ防止対策組織」の役割と内容

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討

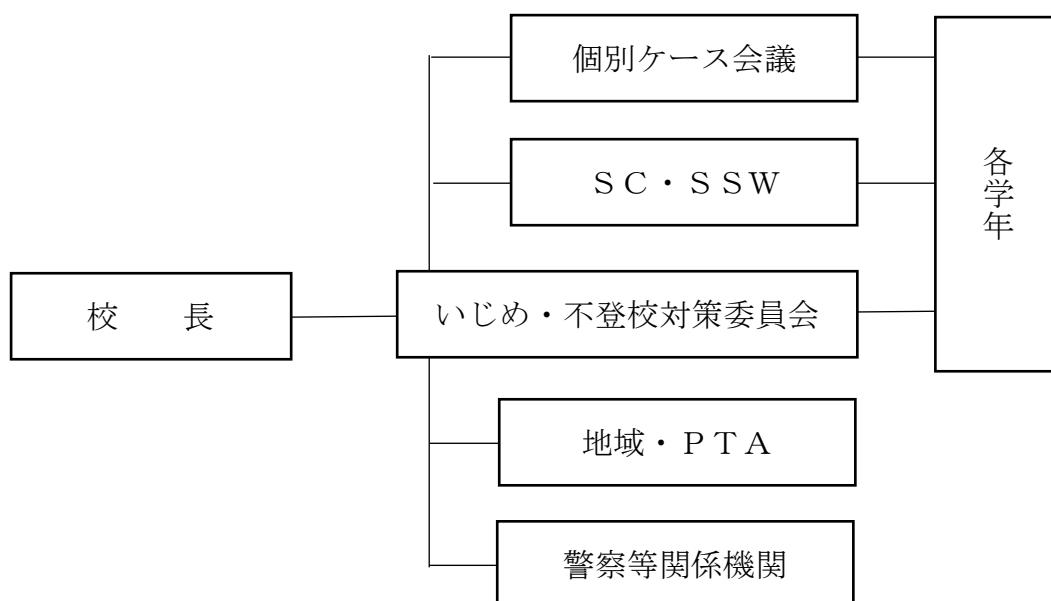
ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校通信「トピックス」、学校運営協議会、P T A委員会等の利用

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

【組織の構成】



3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合える学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成とコミュニケーション能力向上を図る。
- エ 情報モラル教育を実施し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 児童の悩みを把握すべくアンケート・教育相談等の結果に関わらず、常に教師やSCやSSWとの予防的相談を取り入れる。
- カ 教職員の言動でいじめを誘発・助長することのないよう、細心の注意を払う。
- キ いじめは絶対に許さないという意識を、日常生活において常に児童・教師・保護者がもてるように、あらゆる機会に啓発していく。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 学期に1回、いじめアンケートに基づく教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

※いじめアンケート

- ・ 基本5年間保存
- ・ 記名・無記名の選択式、一人一人回収等プライバシーには十分配慮
- ・ 管理職、生徒指導担当、学年主任等、複数の目で点検・確認

- イ Q-Uテストを学級経営に活用し、教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応し、被害児童や保護者の立場のもと、詳細な情報収集を行う。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、SCやSSW等の専門家や、市教委、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
また触法行為については、早期に警察等に相談し、協力を求める。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ いじめが解消している状態になった場合でも、被害者・加害者を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

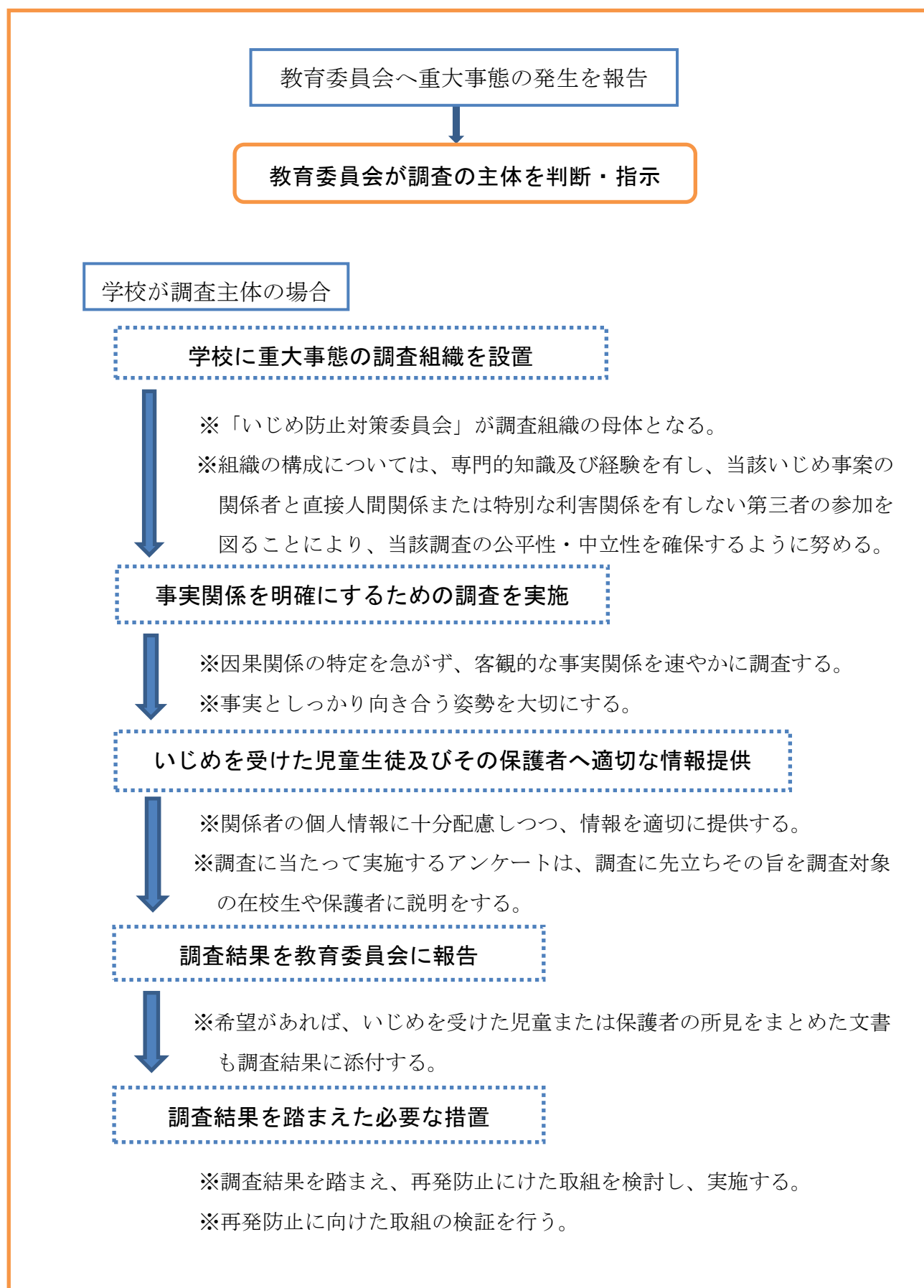
4 学校の取組に対する点検・検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを12月に実施する。また、学校運営協議会を4月と10月、2月に実施し、状況報告といじめに関する取組の検証を行う。

5 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は学校ホームページで公開する。
- いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

【重大事態の対応フロー図】



< いじめに関連する取組の年間計画 >

	対策委員会等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やＳＣの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○新入生歓迎会	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○ＰＴＡ総会（紙面開催） ○家庭訪問 ○授業公開 ○学校運営協議会
5月	○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」 ○いじめ・不登校対策委員会①			○運動会
6月		○情報モラル指導（ネットモラル） ○学校保健委員会 ○福祉実践教室	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	
7月				○保護者会
8月	○現職研修②（ケーススタディ）			
9月			○身体測定	○授業参観
10月	○現職研修③（ケーススタディ） ○いじめ・不登校対策委員会②	○ひまわり集会 ○赤い羽根募金活動		○学校運営協議会
11月		○学校保健委員会	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○ふれあい学級
12月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話）		○保護者会 ○保護者への学校評価アンケート
1月		○ユニセフ募金活動	○身体測定	○半日学校公開
2月	○自己評価 ○いじめ・不登校対策委員会③	○感謝の会	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○学校運営協議会
3月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会		○授業参観 ○地区別集会
通年	○校内のいじめに関する情報の収集(毎週)	集会における教職員講話 道徳教育、体験活動の充実、ペア活動（毎月）	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談	○あいさつボランティア(毎学期)

※いじめが発生した場合、関係する職員で共通理解を図りながら、対応する。